

供託通知書
(雑)



申請年月日	令和 3 年 1 月 14 日
供託所の表示	広島法務局三次支局

供託者の住所氏名	730 - 8539
	広島市中区上八丁堀2番31号
国	
代表者	法務大臣 上川陽子
代理人	広島地方検察庁検事正 片山 巖 広島地方検察庁資金前渡官吏 会計課長補佐 中澤泰江

被供託者の住所氏名	727 - 0021
	広島県庄原市三日市町309
	高 野 邦 夫

供託金額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥ 5 7 7 1
------	-----------------------	-----------

上記のとおり供託したので通知する。

被 供 託 者 殿

字加入 字削除		頁
法令条項	民法第494条 第1項第1号	令和 2年度金第 135号
供託の原因たる事実	控訴人を被供託者、被控訴人を供託者とする損害賠償請求控訴事件（広島高等裁判所 平成31年（ネ）第54号）につき、令和元年11月6日、広島高等裁判所において、被控訴人が控訴人に対し、損害賠償金5,000円及びこれに対する平成29年12月14日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の弁済を行うことを本旨とする判決が言い渡され、同事件は、令和2年10月14日に確定した。以後、供託者は、令和2年10月19日、被供託者に対し、損害賠償金及び遅延損害金相当額弁済の準備をしたことを通知して、同月30日までに、その振込先の口座を指定し、同弁済の受領をするよう催告し、更に、同年11月30日、被供託者に対し、損害賠償金5,000円及び平成29年12月14日から支払予定日令和3年1月13日までの年5分の割合による遅延損害金771円、合計金5,771円を支払う旨、被供託者に通知し、令和2年12月21日までに振込先口座を指定し、弁済を受領するよう求めたが、被供託者は同日までに口座を指定しなかったため、受領を拒絶したものとして供託する。 支払場所 被供託者住所地	
	1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容	
備考	供託金額の端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項により計算した。	

- (注) この供託物の還付を受けるには、概ね次の書類の提出が必要です。
1. 供託物払渡請求書（用紙は供託所に備えています。）
 2. 作成後三月以内の印鑑証明書
 3. 請求者が登記された法人であるときは作成後三月以内の登記事項証明書
 4. 代理人により請求するときは委任状その他代理権限を証する書面

令和 年 月 日 発送
広島法務局三次支局

